



長野県報

3月2日(月)
平成21年
(2009年)
第2045号

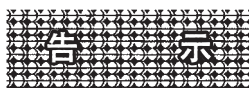
目次

告示

車両制限令に基づく道路の指定(道路管理課)	2
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法(道路管理課)	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	2
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	2

公告

一般競争入札(情報統計課)	3
一般競争入札(税務課)	3
一般競争入札(水大気環境課)	4
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(4件)(農地整備課)	6
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	6
一般競争入札(9件)(建設政策課)	7
一般競争入札(5件)(道路管理課)	13
一般競争入札(河川課)	18
一般競争入札(4件)(砂防課)	19
一般競争入札(都市計画課)	22
一般競争入札(12件)(高校教育課)	22
一般競争入札(2件)(食品・生活衛生課)	33
一般競争入札(2件)(人材育成課)	34
一般競争入札(教育総務課)	36
正誤(2件)(森林づくり推進課)	37



長野県告示第97号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

1 指定する道路の路線名及び区間

Table with 2 columns: 路線名 (Route Name) and 区間 (District). It lists five road sections including 一般国道403号, 県道下仁田浅科線, 県道大町麻績インター千曲線, 県道梓山海ノ口線, and 県道長野上田線.

2 指定する期日 平成21年4月1日

道路管理課

長野県告示第98号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めます。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

1 指定する道路の路線名及び区間

Table with 2 columns: 路線名 (Route Name) and 区間 (District). It lists three road sections including 一般国道403号, 県道大町麻績インター千曲線, and 県道長野上田線.

2 指定する期日 平成21年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課

長野県告示第99号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年3月2日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

中野都市計画道路 3・5・5号相生町線

2 都市計画を定める土地の区域

中野市諏訪町、中央四丁目、中央三丁目、西二丁目、大字中野字西屋敷、字西浦、大字吉田字中川原、字柿ノ木、字大塚、字北川原、字新井境、大字新井字吉田境、字宮前、字宮廻、字大道下、字若宮境、大字若宮字新井境、字大川南添、字大川北添、字中道添、字田麦道南添、字田麦道北添、字宮下堰添、字金井境、大字金井字西河原、字中島、字河島、字鍛冶下の各一部

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、中野市役所

都市計画課

選告示第10号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成21年3月2日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中「特別養護老人ホーム 徳寿荘 上田市平井2543-1」を「ベルポートまるこ東 上田市中丸子1897番地1」ベルポートまるこ西 上田市中丸子1897番地1」に改める。

選挙管理委員会